

今後の窒素酸化物対策 について

千葉県環境審議会 大気環境部会

平成22年12月16日開催

説明資料

今後の窒素酸化物対策について(諮問)

大第979号
千葉県環境審議会 様

今後の窒素酸化物対策について(諮問)
二酸化窒素に係る県環境目標値を県内全域で達成するための施策を検討するにあたり、今後の窒素酸化物対策の進め方について諮問します。

平成22年12月10日

千葉県知事 鈴木 栄治

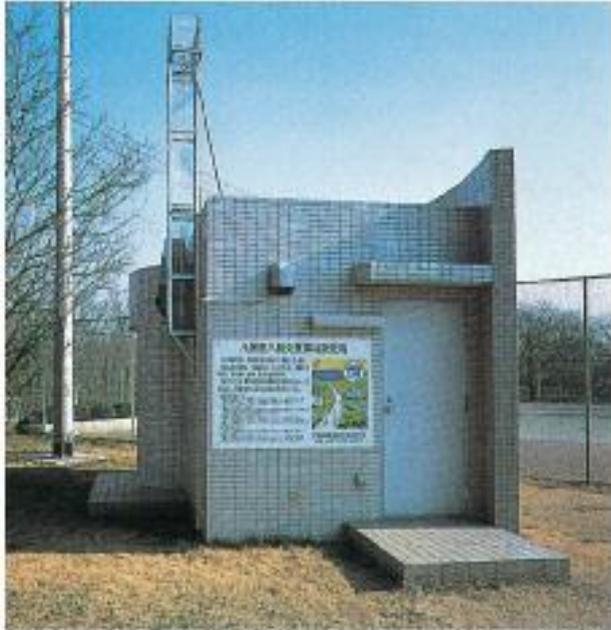
(諮問理由)

千葉県の大気汚染状況については、大気汚染防止法や環境の保全に関する協定等による排出抑制により、概ね改善傾向にあり、一般環境大気測定局における二酸化窒素については環境基準の達成が継続している。

しかしながら、東葛、葛南及び千葉地域においては、環境基準未達成の自動車排出ガス測定局や、昭和54年に県が独自に設定した「二酸化窒素に係る環境目標値」が未達成の測定局が少なからず残されている。

そのため、一般環境における二酸化窒素に係る環境目標値の早期達成に向け、自動車排出ガス対策を除く発生源対策について、現行の施策の効果等を検証し、今後の窒素酸化物対策について検討する必要がある。

大気環境常時測定局



大気環境常時測定局例

大気環境常時測定局

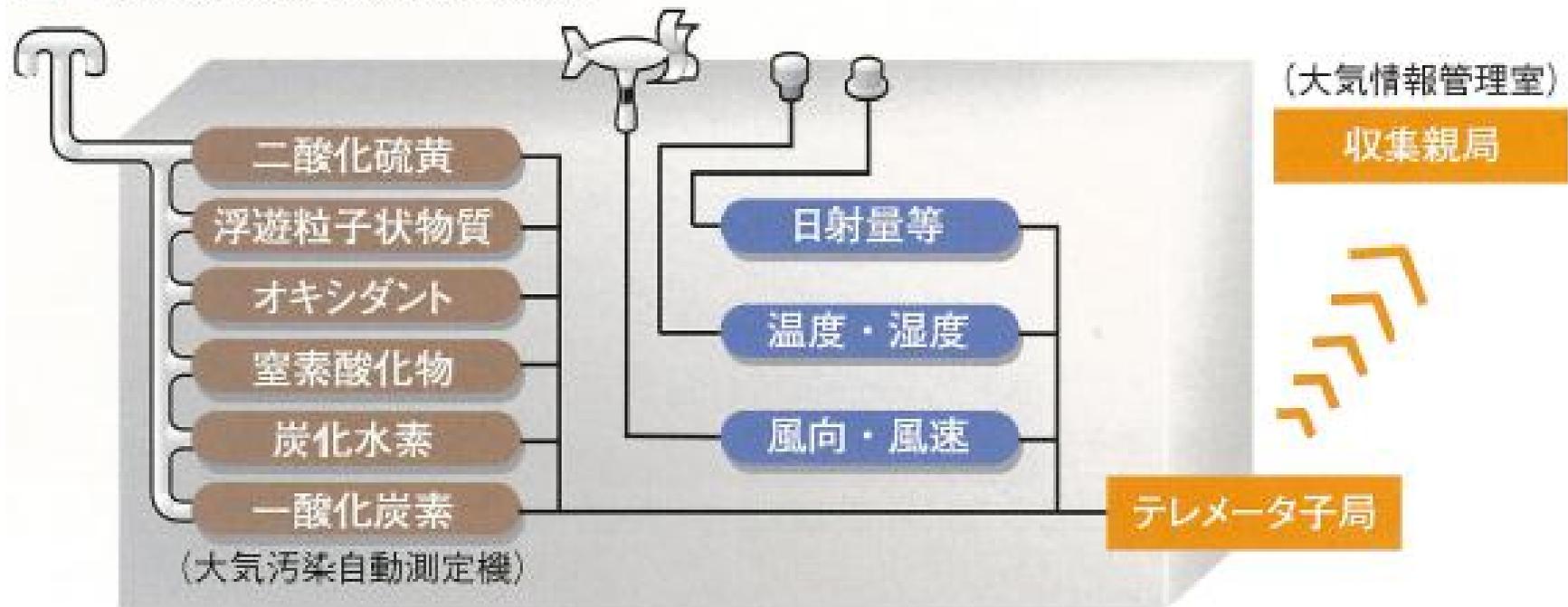
一般環境測定局

自動車排出ガス測定局



大気環境常時測定局の概要

■一般環境大気測定局の概要



本県の大気汚染項目別測定局数

(平成21年度)

区 分	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	局数
一般局	86	114	4	93	112	114
自排局	4	29	25	—	28	29
					計	143

県，政令市(6)，一般市(11市)及び国で測定。

平成21年度の大気汚染の状況(環境基準達成率)

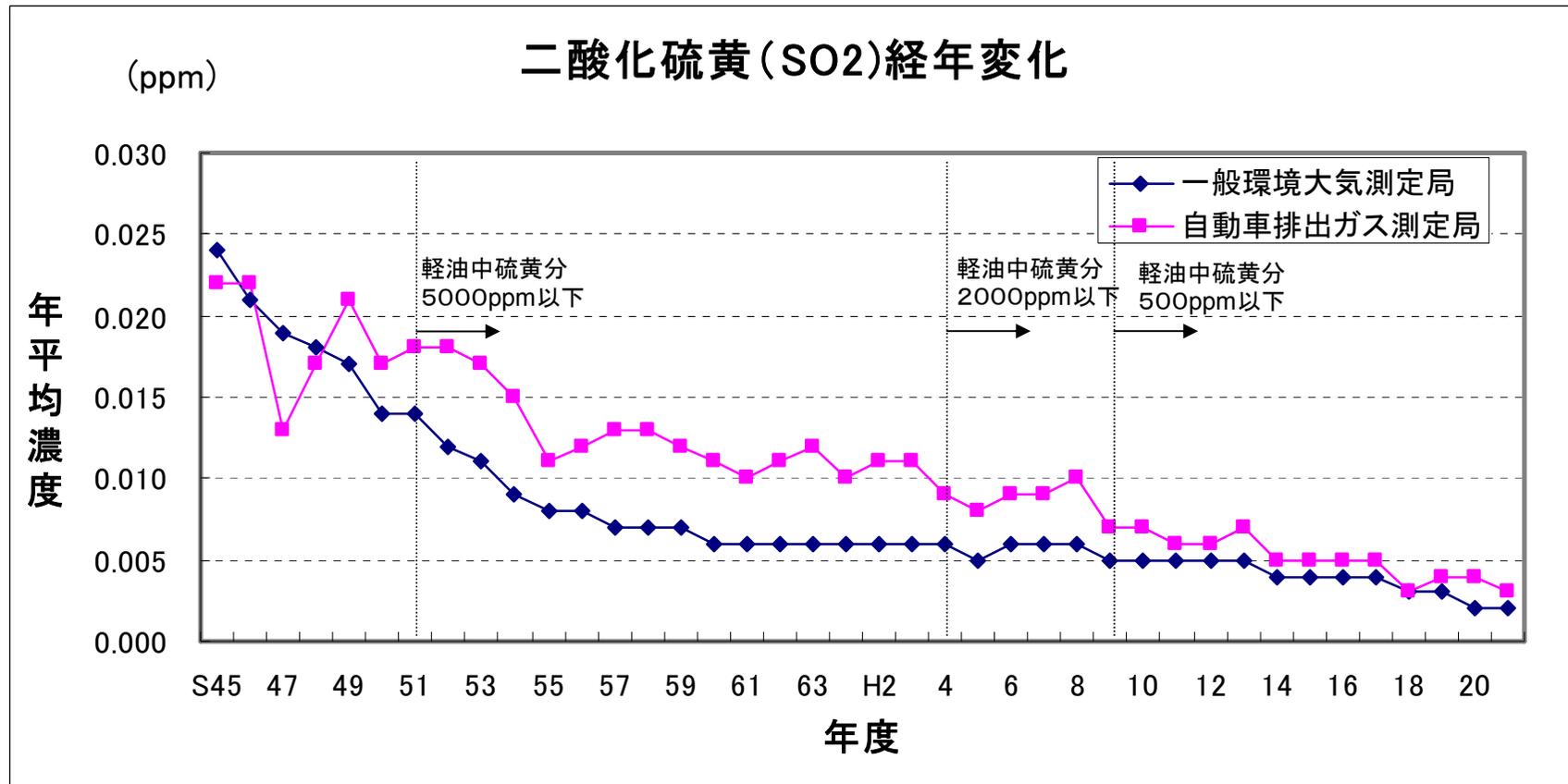
区分	環境基準等	項目	達成率 (%)								平成21年度 **達成局数比	
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
一般環境大気測定局	環境基準	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	86/86
		二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	114/114
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4/4
		光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0/93
		浮遊粒子状物質	52.1	90.5	99.1	100	93.9	100	100	100	100	112/112
	県環境目標値	二酸化窒素	60.3	76.7	71.6	72.2	79.1	71.9	94.6	90.4	103/114	
	* 時間達成率	光化学オキシダント	92.5	93.1	90.0	91.9	95.8	94.6	94.9	95.7	—	
自動車排出ガス測定局	環境基準	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4/4
		二酸化窒素	89.7	93.1	96.6	93.1	93.1	93.1	89.7	96.6	28/29	
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	25/25
		浮遊粒子状物質	26.9	74.1	100	96.4	96.4	100	100	100	100	28/28
	県環境目標値	二酸化窒素	13.8	27.6	24.1	31.0	31.0	31.0	41.4	37.9	11/29	

二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

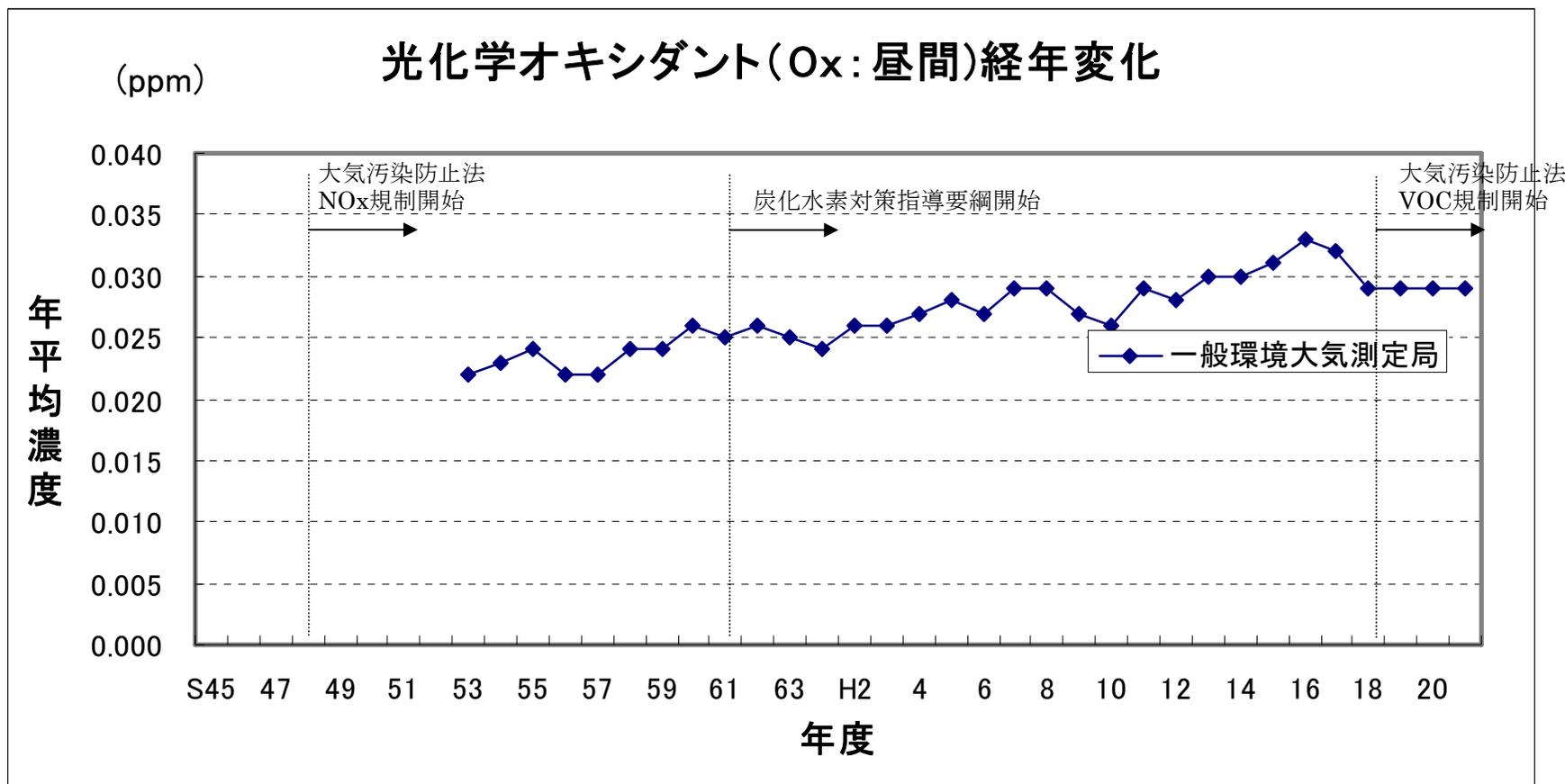
環境基準 (環境庁告示第38号)	一日平均値が <u>0.04</u> ～0.06 ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
県環境目標値	一日平均値が <u>0.04</u> ppm以下

- 「二酸化窒素に係る環境基準」の改定が昭和53年に告示
- 新しい環境基準がゾーンで設定されたことに伴い、今後の窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値について、ゾーン内(0.04～0.06 ppm)で検討する必要が生じた
- 学識経験者等から構成される委員会で検討した結果、環境目標値については県民の健康保護の観点等から、0.04 ppmとすることが妥当であるという結論が得られた

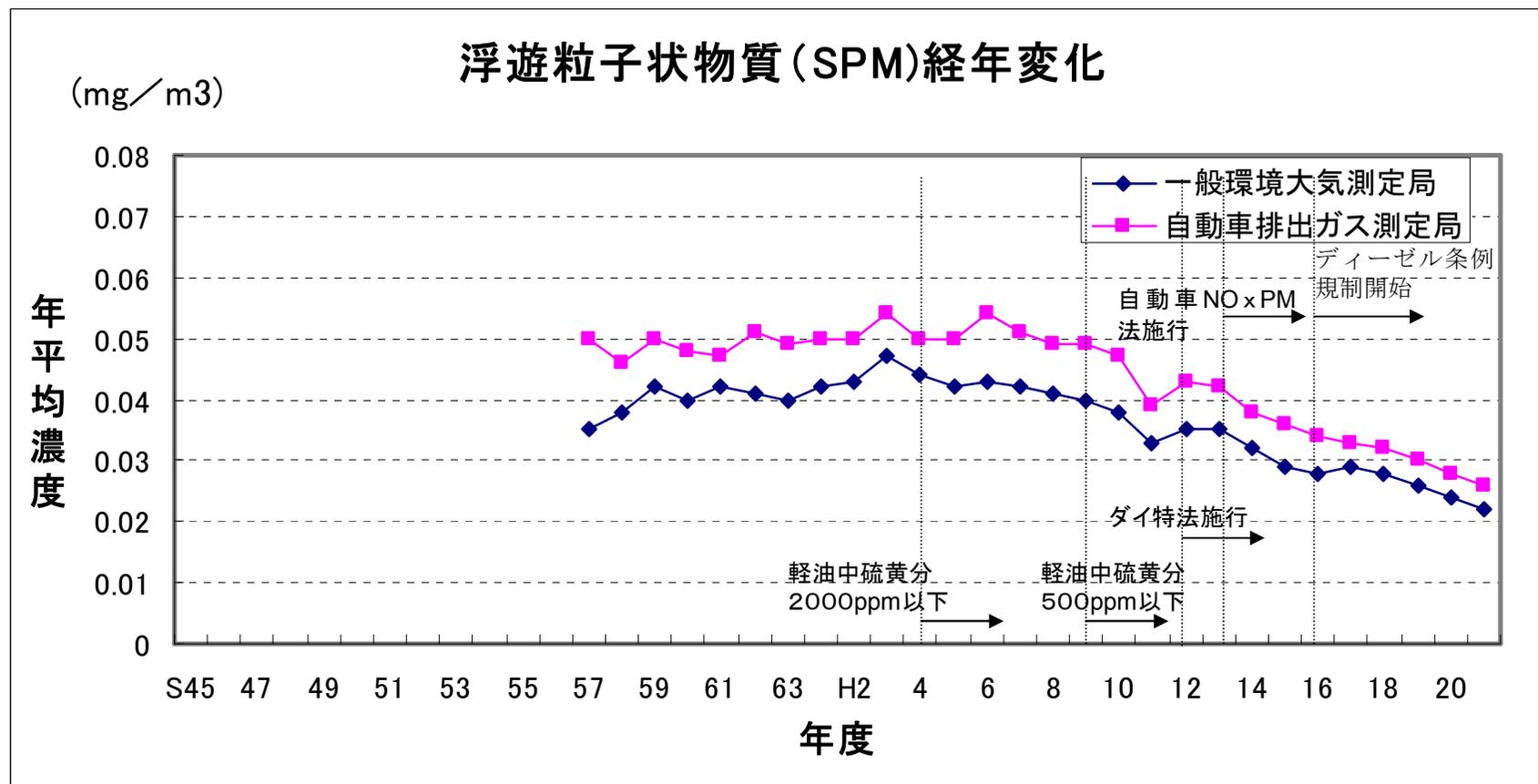
大気汚染物質濃度の経年変化(1)



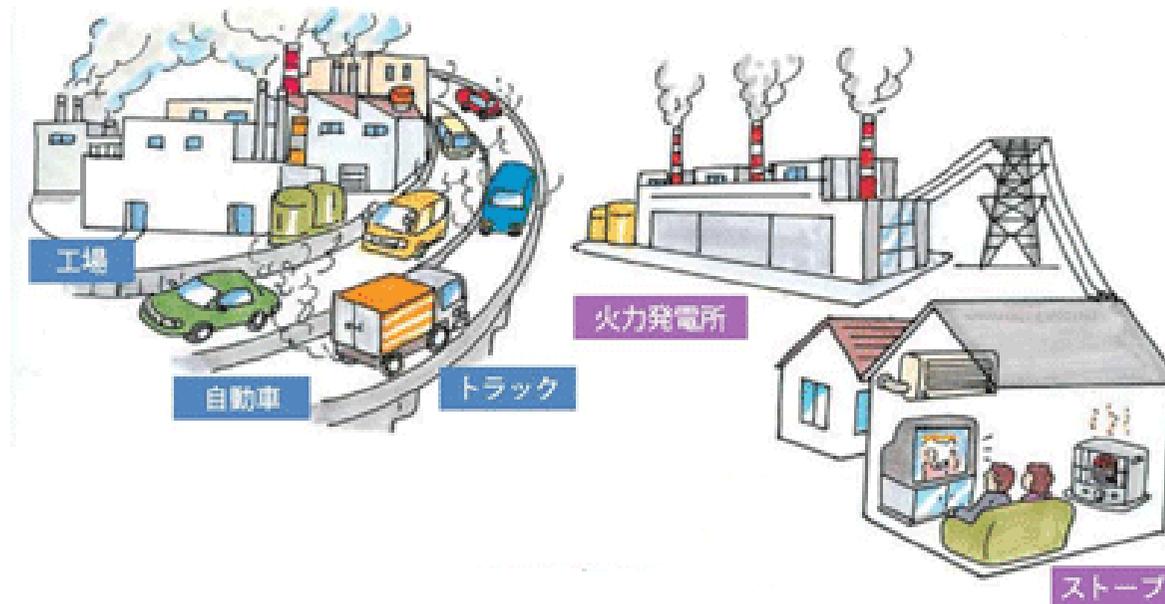
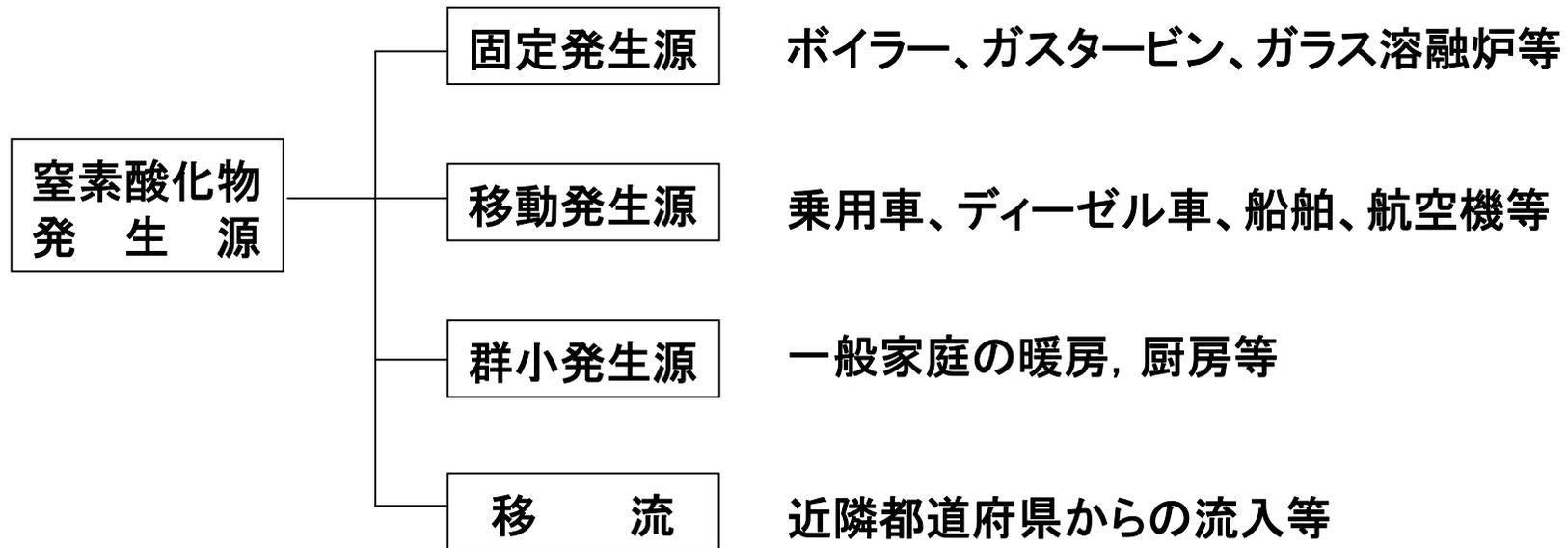
大気汚染物質濃度の経年変化(4)



大気汚染物質濃度の経年変化(5)



窒素酸化物の発生源



これまでの窒素酸化物対策(1)

○国における窒素酸化物の規制

(1) 大気汚染防止法

- ばい煙発生施設に係る排出基準
- 自動車排出ガスに係る許容限度

(2) 自動車NO_xPM法

- 総量削減計画の策定

これまでの窒素酸化物対策(2)

- 千葉県における窒素酸化物に係る取組
 - (1) 第1次NO_x対策総合調査事業(S53から)
 - 県環境目標値の設定
 - 協定締結工場排出総量の再設定
 - ガラス工場とNO_xに係る覚書を締結
 - 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」の施行

これまでの窒素酸化物対策(3)

- 千葉県における窒素酸化物に係る取組
- (2) 第2次NO_x対策総合調査事業(S61から)
 - 「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等窒素酸化物対策指導要綱」の施行
 - 窒素酸化物に係る冬期対策の実施

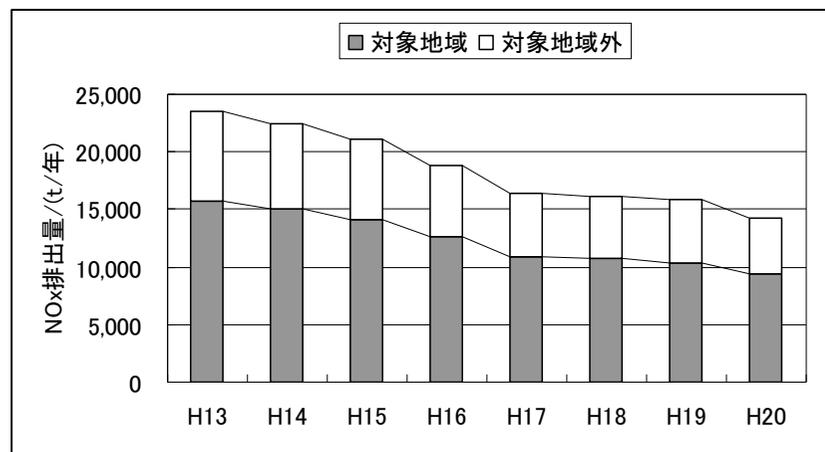
これまでの窒素酸化物対策(4)

○千葉県における窒素酸化物に係る取組

(3) 第3次NO_x対策総合調査事業(H8から)

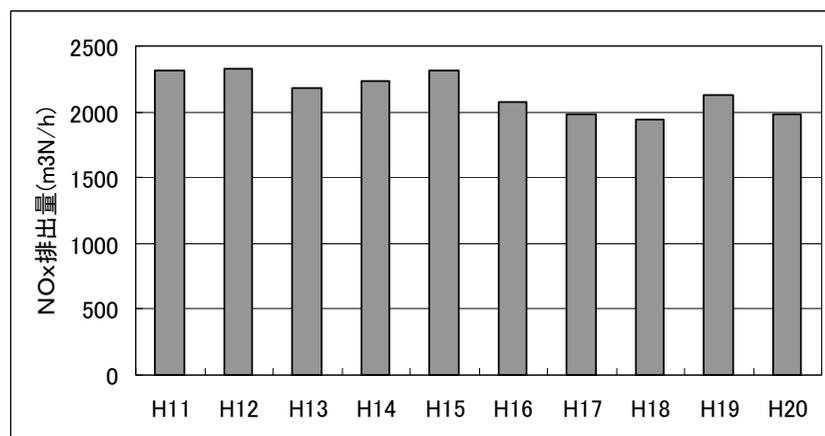
- 協定工場に対し、冬期における窒素酸化物排出量の削減を指導
- 「千葉県環境保全条例」を改正し、運送業者等に環境管理計画書の提出を義務付け

窒素酸化物排出量の推移



1. 自動車からのNOx排出量の推移

国、県の対策が進み、順調に減少している。



2. 県内主要工場(テレメータ接続工場)からのNOx排出量の推移

NOx排出量は、ほぼ横ばいで推移している。

「今後の窒素酸化物対策について」 検討スケジュール

